

令和2年6月9日

会員各位

長崎大学病院 地域医療連携センター  
川崎 浩二

長崎市介護支援専門員の皆様へのお願い（周知）

日頃から、地域医療連携室では大変お世話になっております。  
下記のように制限が一部緩和されましたので、ご連絡いたします。

記

1. 介護支援等連携指導

【制限緩和前】

担当ケアマネジャーが当院へ来院することを禁止。

★【制限緩和後】

担当ケアマネジャーが当院へ来院して、病棟看護師とともに患者・家族への対面による指導を実施することを認める（制限前の状態に戻す）。

2. 退院時共同指導（退院前カンファレンス）

【制限緩和前】

- ① 退院後患者の在宅療養を担当する院外の医療関係者・福祉関係者は、院内で開催される退院前カンファレンスへの参加を禁止する。  
あじさいネット会員の院外関係者は可能な限り、「あじさいネットTV会議システム」で参加する。
- ② 長崎県外在住の家族のカンファレンス参加は禁止する。

★【制限緩和後】

- ① 退院後患者の在宅療養を担当する院外の医療関係者・福祉関係者のカンファレンス参加を認める（制限前の状態に戻す）。但し、発熱等の症状がないことの確認とマスク着用・手指消毒等感染防止対策を行う。
- ② 感染流行地域（北海道 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 福岡県）居住以外の家族のカンファレンスへの参加を認める。但し、発熱等の症状がないことの確認とマスク着用・手指消毒等感染防止対策を行う。

以上